



財 第 1 4 3 2 号
令和 3 年 9 月 8 日

各 局 長 }
企 業 庁 長 } 殿

総 務 局 長

令和 4 年度当初予算の編成について（依命通知）

令和 4 年度当初予算は、次の方針により編成することとしましたので、予算見積書を調製し、期日までに提出されるよう財務規則第 3 条の規定に基づき命により通知します。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴所属の関係所属長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

問合せ先
財政課予算編成グループ 稲田
内線 2263

第1 本県の財政状況

1 令和3年度の財政状況

- 歳入面では、県税と地方譲与税について、海外経済の回復による企業収益の持ち直しに加え、国内の消費活動の落ち込みが想定よりも小さかったことから、現時点で当初予算に対して、一定程度の増収が期待できる。
- 一方、歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策に加え、近年、激甚化・頻発化している自然災害への対応などにも追加の財政需要が生じる可能性があり、引き続き慎重な財政運営を行っていかなければならない。

2 令和4年度の財政見通し

- 県税と地方譲与税については、企業収益の持ち直しなどから、令和3年度当初予算に対し、一定程度の増収が期待できるが、地方交付税と臨時財政対策債は、県税の増収に伴い減額となるため、一般財源総額の増額は依然として見込めない。
- また、令和3年度当初予算編成では、減収補填債等の制度上認められている県債を最大限発行することに加え、財政調整基金の取崩しといった臨時的な財源の活用を例年以上に行うことで収支の均衡を図った。これらの特例的な対応を除くと、歳入全体としては大幅な減額の見通しである。
- 一方、歳出面では、介護・医療・児童関係費の大幅な増加に加え、これまでに大量発行してきた臨時財政対策債等の償還が本格化していることによる公債費の増加などが見込まれる。
- 以上のことから、令和4年度は、現段階で概ね850億円の財源不足が見込まれている。また、財政調整基金について、新型コロナウイルス感染症に対応するための取崩しを続けた結果、残高が大幅に減少していることに加え、今後の感染状況などによっては、県税収入の下振れや追加の財政需要が見込まれることから、本県財政は、引き続き危機的な状況にある。

第2 予算編成方針

- 令和4年度当初予算編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策の継続を想定すると同時に、収束後を見越して、国の経済対策等と連動した取組やポストコロナを見据えた施策を展開していく必要がある。
- また、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に掲げるプロジェクトについては、着実に推進することが求められるが、感染状況を踏まえて適切に取り組む必要がある。
- 一方で、財政調整基金は、財政再生団体に陥る赤字額である660億円を残高の目安としているが、新型コロナウイルス感染症対策等に対応するための取崩しを続けてきた結果、3年度末の残高見込みは約300億円と、目安の半分以下の水準となっている。また、減少傾向であった本県の県債残高は、減収補填債や臨時財政対策債の発行が急増したことにより6年振りに増加に転じるなど、後年度に財

政負担を先送りしているのが実情である。こうしたことから、今後の財政運営を持続可能なものとするためにも、不断の事業見直しが求められる。

- 以上のような基本認識のもと、令和4年度当初予算を編成するので、予算要求に当たっては、各局長は、以下に示す8つの視点を徹底して予算を要求すること。

なお、予算要求後の社会経済情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、一部の事業について当初予算計上の見送り（補正予算対応）を行う可能性があることに留意すること。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症対策やその収束後を見越した県内経済活性化に向けた取組等については、感染状況や国の動向等を踏まえて要求すること。

2 スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- 新型コロナウイルス感染症対策に注力するための全庁コロナシフト体制に伴う業務見直しを踏まえ、改めて事業の優先順位を見極めた上で、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年度当初予算の計上を見送った事業については、根本に立ち返って事業の必要性を検討するとともに、事業を実施する場合も、改めて業務プロセスや手法を適切に見直した上で要求すること。

3 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

- 成果重視の予算編成を行うため、「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の考え方にに基づき、検証可能な成果目標（アウトカム）を設定するとともに、事業との因果関係を明確にすること。
- また、これまでの予算編成において設定した成果目標等を踏まえ、事業の成果を徹底的に検証し、より効果的な施策・事業を構築すること（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業中止や規模縮小等をした期間については、成果検証の対象から除く）。

4 財源の重点的配分

- 要求限度額については、あらかじめ抑制した上で設定しているが、個々の事業を一律に削減するのではなく、真に必要な施策・事業に財源を重点的に配分すること。

5 国の動向の的確な把握

- 国の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算編成に反映すること。また、過度な地方負担が生じない制度となるよう、関係省庁に働きかけること。

6 歳入の確保

- 「第2期 行政改革大綱」において、「収入確保のための取組を推進する」とされていることを踏まえ、民間資金や寄附金の確保及び県有施設の有効活用等に積極的に取り組むこと。
- また、国庫補助事業については、これまで以上に情報収集に努め、極力国庫補助を活用できるよう関係省庁等と折衝するとともに、事業費確保を働きかけること。特に、新型コロナウイルス感染症対策（経済対策等含む）に係る交付金・補助金は積極的に活用すること。

7 施設等の計画的な整備

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化などを計画的に行うとともに、統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。

8 議会からの指摘等の適切な反映

- 予算編成期間中に示される決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘や提言などを適切に反映すること。

第3 予算見積りの基準

- 既に令和4年度の各事業費の所要額を把握しているが、予算編成基準に定める要求分析区分ごとに、要求枠又は要求限度額を提示するので、各局は、その範囲内で予算を見積ること。
- なお、細部については、別途通知する「令和4年度当初予算見積りの取扱いについて（財政課長通知）」及び「令和4年度予算編成基準」を参照すること。
- また、特別会計及び企業会計の予算見積りに当たっては、一般会計に準じて措置し、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の徹底に努めること。